陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　４６　号
件　　名	市民病院職員の懲戒に対する審査会の審議を実施することについて
要　　旨	市民病院はこれまで，病院長名の文書に事実と異なる記載をし，患者，家族へ対応してきた。さらに，その文書に合わせるために画像の開示をせず，事実と異なる文書に合わせての説明を繰り返している。カルテに記載されていることすら認めず，問い合わせても，コメントしないとしている。 審査会について管理課職員は,「郵送で文書が来ても，そのまま送り返す」等としている一方で，市に対しては,「文書を提出するように」と話している。 審査会の担当課は管理課である。管理課職員の不適切な対応について，管理課に文書を提出しても，公正に対応されるとは考えられない。 よって，以下について陳情いたします。 記 １　審査会で審議すること。 ２　管理課以外の課で対応すること。
付託 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日　第１項 ／ 第２項　市民厚生常任委員会
受　　理	令和元年 11 月 27 日　第 462 号